

〔道路メンテナンス年報〕
青森の道路メンテナンス概要



2024年1月
青森県道路メンテナンス会議

まえがき

青森県内の国道や高速道路、県道（有料道路含む）、市町村道の道路延長は約 20,200 kmにおよび、その中には約 7,000 橋の橋梁、約 60 箇所トンネル、約 350 施設の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設され、建設後 50 年を経過した道路施設の老朽化は急速に進行している状況です。

建設後 50 年を経過した橋梁は、2023 年 3 月末時点で約 1,600 橋、全体の 31%であり、20 年後には 78%の約 4,000 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期に取り組むことが求められています。

このような状況の中、道路施設のメンテナンスサイクルの構築に向け 2014 年度から定期点検が義務化され、2018 年度までの 5 年間（1 巡目）で、各道路管理者により計画的に点検が実施されたところです。引き続き、2 巡目の点検を計画的に進めるとともに、点検結果を踏まえ個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定しながら補修・修繕等を進めていくこととしています。

「青森県道路メンテナンス会議」は、県内の道路管理者が連携しながら道路インフラの予防保全や老朽化対策の体制強化を図るため 2014 年度に設立しました。これまでに道路施設の定期点検計画の策定や点検研修、修繕工事の現場見学会等を実施し、市町村への技術支援に取り組んできたところです。今後も引き続き、老朽化対策の着実な推進に向け新技術を活用するなど、点検結果を踏まえた補修・修繕等を継続的に実施していきます。

「青森の道路メンテナンス概要」は、青森県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組みについてとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信するとともに、今後の措置方針立案に繋げていくものです。

青森県道路メンテナンス会議 会長
（青森河川国道事務所長） 山田 拓也

目 次

1	道路構造物の現状	1
(1)	道路構造物の管理者	1
(2)	道路構造物の急速な老朽化	1
2	青森の道路メンテナンス概要について	2
(1)	概要	2
(2)	橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について	2
3	橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果	3
(1)	2巡目(2019～2022年度)の点検結果(全道路管理者)	3
(2)	2巡目(2019～2022年度)の点検結果(管理者別)	5
(3)	判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況	11
(4)	過年度の点検(2014～2022年度)の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合	14
(5)	過年度の点検(2014～2022年度)の点検結果(全道路管理者)	17
(6)	過年度の点検(2014～2022年度)の点検結果(管理者別)	18
4	判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況	20
(1)	1巡目点検(2014～2018年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況	20
(2)	2巡目点検(2019～2022年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況	24
(3)	過年度の点検(2014～2022年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況	27
(4)	判定区分Ⅳの施設の措置状況	30
(5)	修繕等措置の取り組み事例	31
5	道路メンテナンス会議の取り組み	35

1 道路構造物の現状

(1) 道路構造物の管理者

県内の道路には、橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物があります。このうち、橋梁の施設数が最も多く、約6割を市町村で管理しています。

表 1-1 道路管理者別の道路構造物等内訳

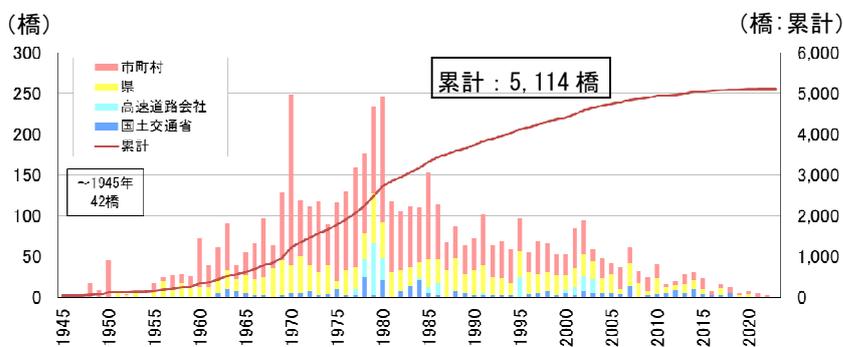
管理者	道路延長 (km)	橋梁 (橋)	トンネル (箇所)	道路附属物等 (施設)	道路附属物等			
					シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識等
国土交通省	330	336	7	148	0	62	35	51
高速道路会社	100	219	6	45	0	37	0	8
県	3,640	2,252	37	113	37	26	23	27
市町村	16,117	4,234	7	41	1	12	19	9
合計	20,187	7,041	57	347	38	137	77	95

※2023年3月末時点
 ※道路延長は「道路統計年報2022」より集計

(2) 道路構造物の急速な老朽化

橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物は、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、これらの老朽化が急速に進みます。

特に施設数の多い橋梁でみると、建設後50年を経過した橋梁は、現在31%であり、10年後には60%に増加するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況です。



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約1,900橋ある。
 (出典) 道路局調べ (2023.3 末時点)

図 1-1 建設年代別施設数 (橋梁)

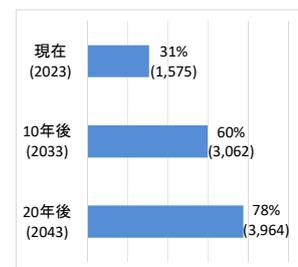


図 1-2 建設後50年を経過した施設の割合 (橋梁)

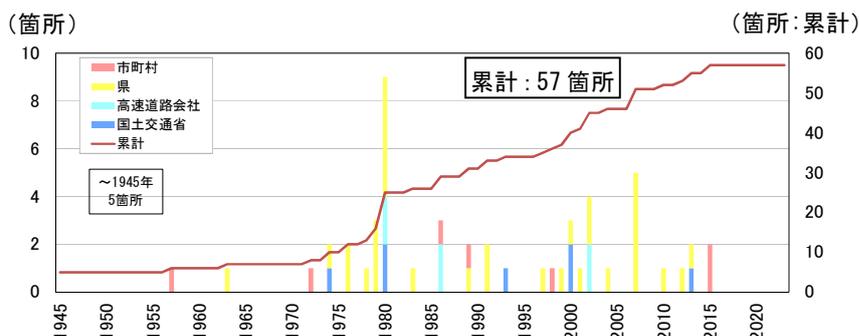
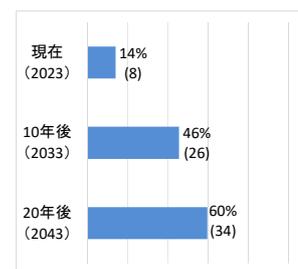


図 1-3 建設年代別施設数 (トンネル)



(出典) 道路局調べ (2023.3 末時点)

図 1-4 建設後50年を経過した施設の割合 (トンネル)

2 青森の道路メンテナンス概要について

(1) 概要

- 青森県道路メンテナンス会議では、県民・道路利用者に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「青森の道路メンテナンス概要」としてとりまとめています。
- 橋梁・トンネル・道路附属物等^{※1}については、2014～2018年度における1巡目点検（以降、1巡目点検）が完了し、2019年度より2巡目の点検に着手しています。
- 今回は、下記についてとりまとめました。
 - 2巡目（2019～2022年度）及び過年度（2014～2022年度）の点検結果^{※2}
 - 1巡目点検（2014～2018年度）、2巡目点検（2019～2022年度）、過年度の点検（2014～2022年度）における修繕等措置状況
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

<p>道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。</p> <p>→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から県内の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。</p>	<p>今後どのように措置していくのか。</p> <p>→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくこととなります。</p>
---	---

※1 道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等
 ※2 複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計
 ※3 本概要で掲載している施設数は、施設を管理する事務所等の所在地（県）で集計しています。

(2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013年の道路法改正等を受け、2014年7月より5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の4段階に区分します。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



写真2-1 橋梁点検状況



写真2-2 トンネル点検状況

3 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

(1) 2巡目(2019~2022年度)の点検結果(全道路管理者)

2巡目(2019~2022年度)の累積点検実施率は、橋梁 82%、トンネル 65%、道路附属物等 75%と着実に進捗しています。

判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 41%、Ⅱ 49%、Ⅲ 10%、Ⅳ 0.3%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 62%、Ⅲ 38%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 17%、Ⅱ 69%、Ⅲ 14%、Ⅳ 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。(次頁以降も同様)

○2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(全道路管理者)

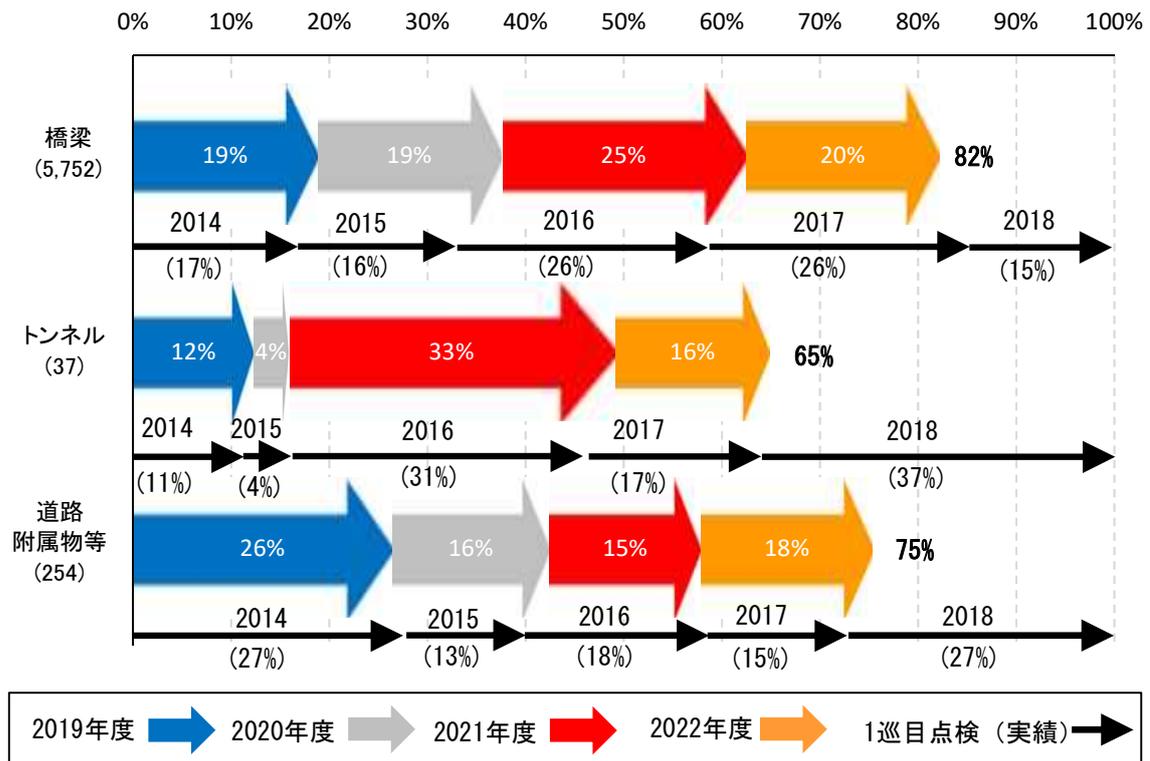


図3-1 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(全道路管理者合計)

※()内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-1 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(全道路管理者合計)

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
橋梁	7,041	6,997	5,752	82% (85%)
トンネル	57	57	37	65% (63%)
道路附属物等	347	337	254	75% (73%)

2023.3末時点

※1：2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目(2014~2017年度)における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。



図 3-2 2 巡目 (2019~2022 年度) の判定区分の割合 (全道路管理者合計)
 ※ () 内は、2 巡目 (2019~2022 年度) に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表 3-2 2 巡目 (2019~2022 年度) の判定区分の割合 (全道路管理者合計)

	点検実施数	判定区分			
		上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
橋梁	5,752	2,332	2,804	600	16
		41%	49%	10%	0.3%
トンネル	37	0	23	14	0
		0%	62%	38%	0%
道路附属物等	254	42	176	36	0
		17%	69%	14%	0%

2023.3 末時点

【参考】1 巡目 (2014~2018 年度) の判定区分の割合 (全道路管理者合計)

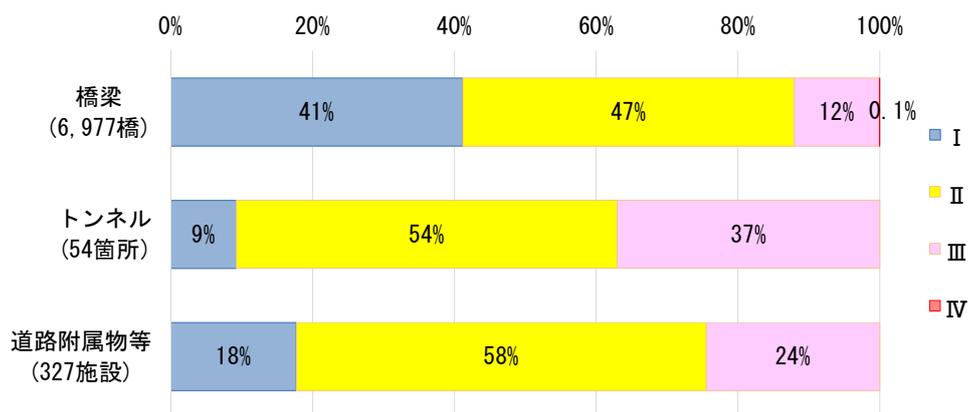


図 3-3 1 巡目 (2014~2018 年度) の判定区分の割合 (全道路管理者合計)

※2019 年 3 月時点での集計値
 ※ () 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

(2) 2巡目(2019~2022年度)の点検結果(管理者別)

① 橋梁

橋梁の2巡目(2019~2022年度)の累積点検実施率は、国土交通省 86%、高速道路会社 82%、県 82%、市町村 82%です。

全管理者の判定区割合は、I 41%、II 49%、III 10%、IV 0.3%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

○2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(橋梁)

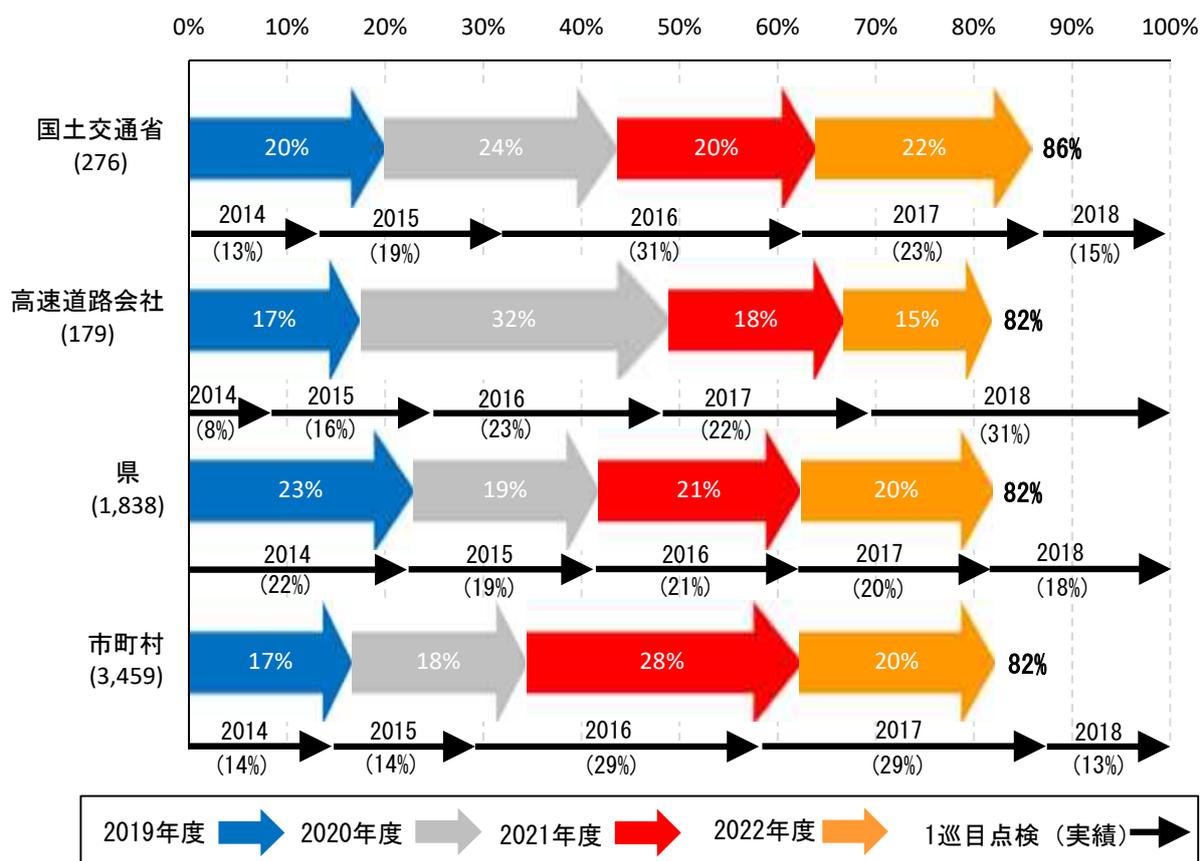


図3-4 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(橋梁)

※()内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-3 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(橋梁)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	336	321	276	86% (86%)
高速道路会社	219	219	179	82% (69%)
県	2,252	2,244	1,838	82% (82%)
市町村	4,234	4,213	3,459	82% (86%)
合計	7,041	6,997	5,752	82% (85%)

※1: 2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

2023.3末時点

※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目(2014~2017年度)における点検実施率。



図3-5 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（橋梁）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-4 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（橋梁）

管理者	点検実施数	判定区分			
		上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	276	81	163	32	0
		29%	59%	12%	0%
高速道路会社	179	35	142	2	0
		20%	79%	1%	0%
県	1,838	695	986	157	0
		38%	54%	9%	0%
市町村	3,459	1,521	1,513	409	16
		44%	44%	12%	0.5%
合計	5,752	2,332	2,804	600	16
		41%	49%	10%	0.3%

2023.3末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

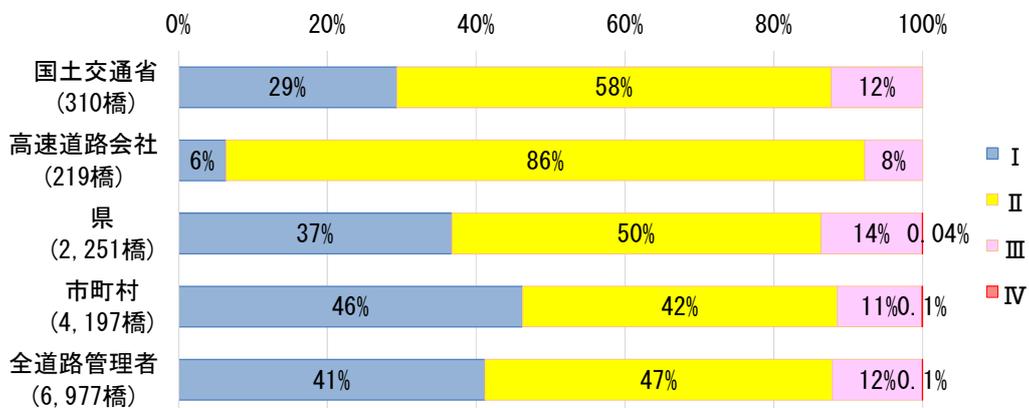


図3-6 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

※2019年3月時点での集計値
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

②トンネル

トンネルの2巡目（2019～2022年度）の累積点検実施率は、国土交通省 57%、高速道路会社 67%、県 70%、市町村 43%です。

全管理者の判定区分割合は、I 0%、II 62%、III 38%、IV 0%です。

〇2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

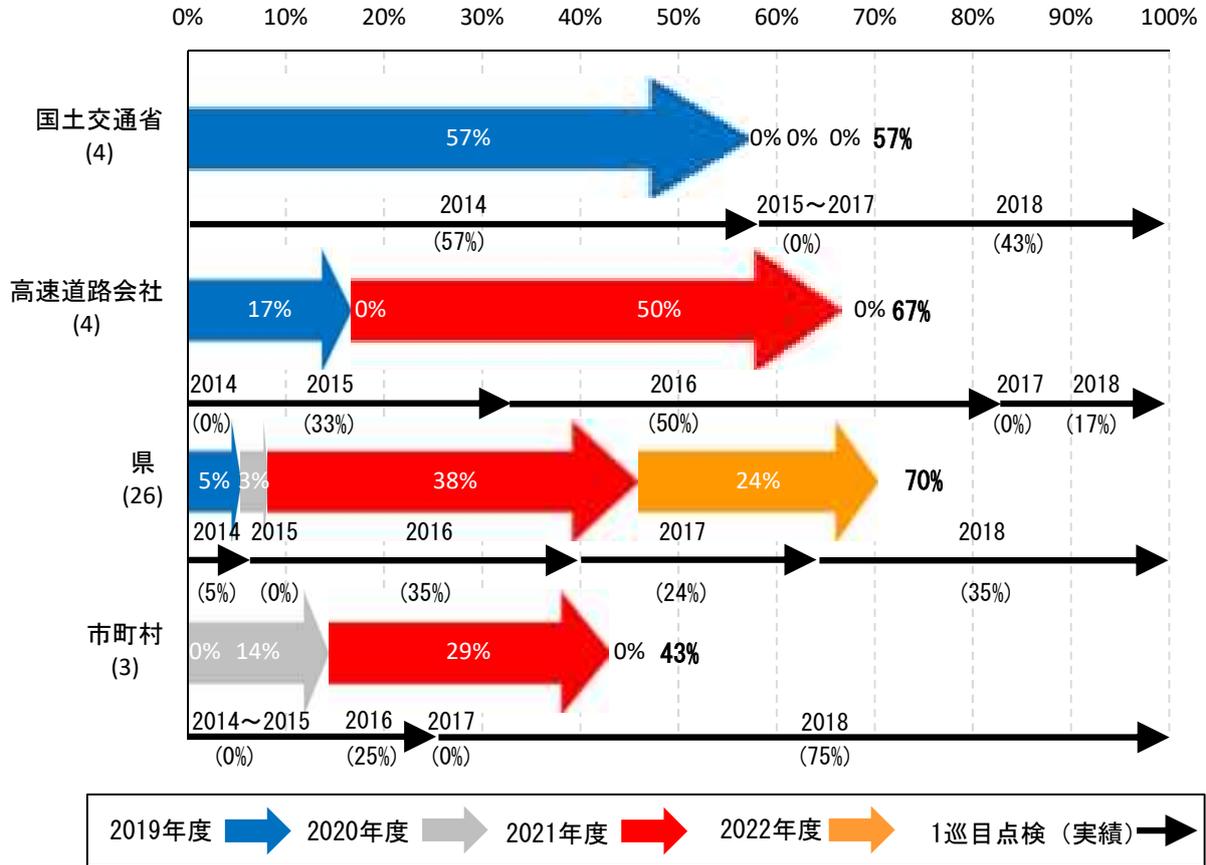


図3-7 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

※（）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-5 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	7	7	4	57% (57%)
高速道路会社	6	6	4	67% (83%)
県	37	37	26	70% (64%)
市町村	7	7	3	43% (25%)
合計	57	57	37	65% (63%)

※1：2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、1巡目（2014～2017年度）における点検実施率。

2023.3末時点

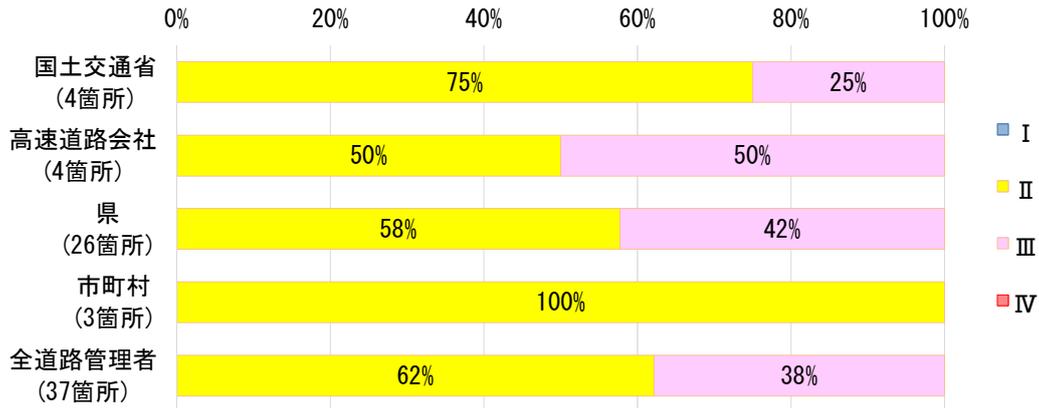


図 3-8 2 巡目 (2019~2022 年度) の判定区分の割合 (トンネル)

※ () 内は、2 巡目 (2019~2022 年度) に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表 3-6 2 巡目 (2019~2022 年度) の判定区分の割合 (トンネル)

管理者	点検実施数	判定区分			
		上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	4	0	3	1	0
		0%	75%	25%	0%
高速道路会社	4	0	2	2	0
		0%	50%	50%	0%
県	26	0	15	11	0
		0%	58%	42%	0%
市町村	3	0	3	0	0
		0%	100%	0%	0%
合計	37	0	23	14	0
		0%	62%	38%	0%

2023.3 末時点

【参考】1 巡目 (2014~2018 年度) の判定区分の割合 (トンネル)



図 3-9 1 巡目 (2014~2018 年度) の判定区分の割合 (トンネル)

※2019 年 3 月時点での集計値
 ※ () 内は、1 巡目 (2014~2018 年度) に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

③道路附属物等

道路附属物等の2巡目(2019~2022年度)の累積点検実施率は、国土交通省 79%、高速道路会社 78%、県 68%、市町村 80%です。

全管理者の判定区分割合は、I 17%、II 69%、III 14%、IV 0%です。

〇2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

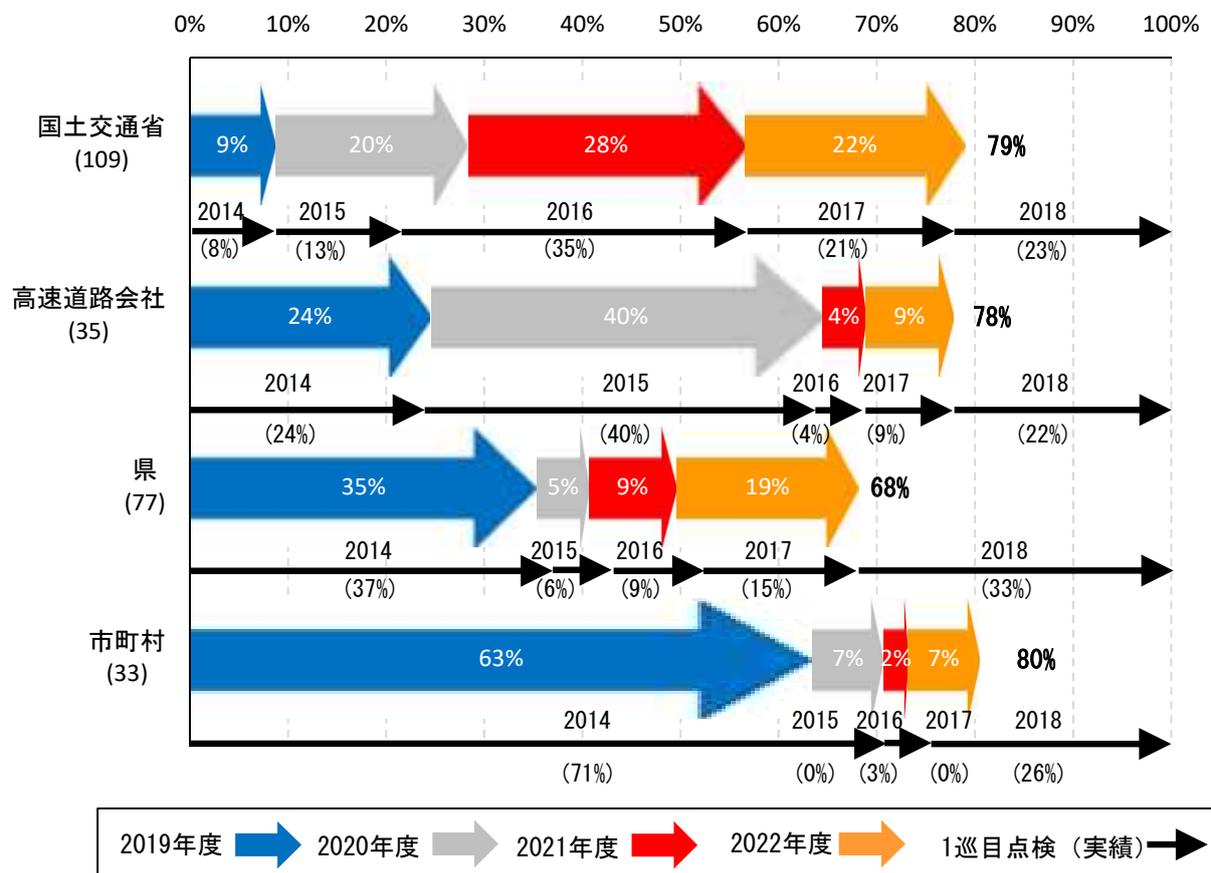


図3-10 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

※()内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-7 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	148	138	109	79% (77%)
高速道路会社	45	45	35	78% (77%)
県	113	113	77	68% (67%)
市町村	41	41	33	80% (74%)
合計	347	337	254	75% (73%)

2023.3末時点

※1: 2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目(2014~2017年度)における点検実施率。

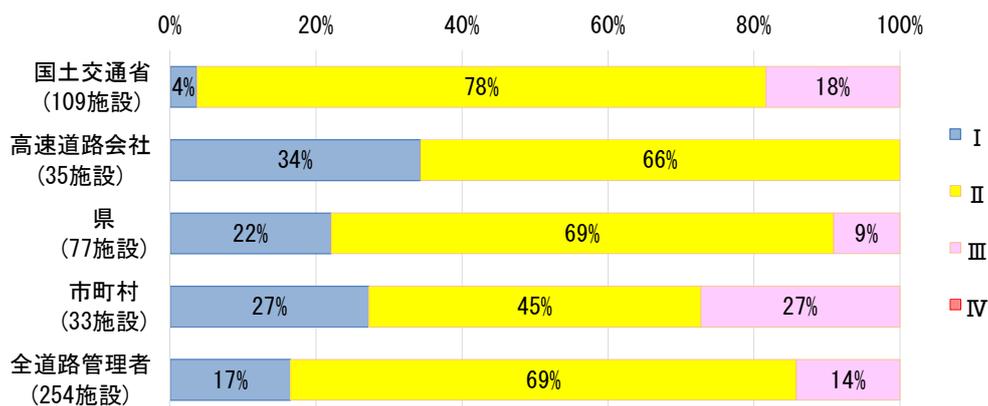


図3-1-1 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-8 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

管理者	点検実施数	判定区分			
		上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	109	4	85	20	0
		4%	78%	18%	0%
高速道路会社	35	12	23	0	0
		34%	66%	0%	0%
県	77	17	53	7	0
		22%	69%	9%	0%
市町村	33	9	15	9	0
		27%	45%	27%	0%
合計	254	42	176	36	0
		17%	69%	14%	0%

2023.3 末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

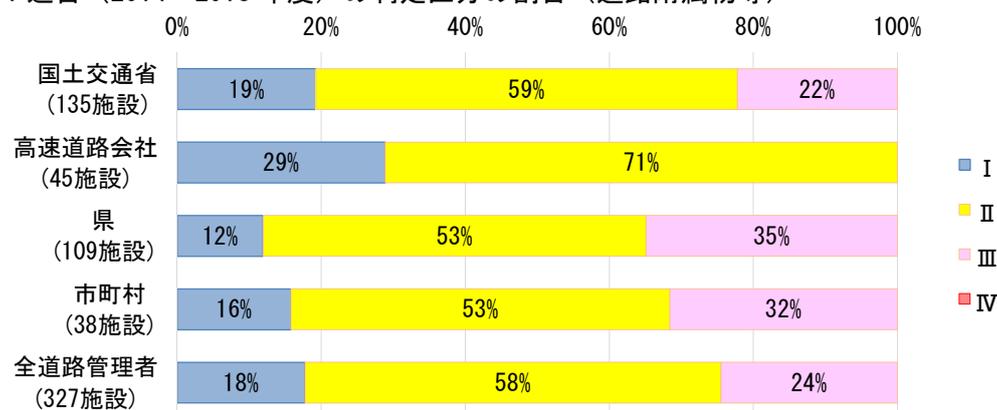


図3-1-2 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※2019年3月時点での集計値
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(3) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況

①橋梁

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で6%です。

建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

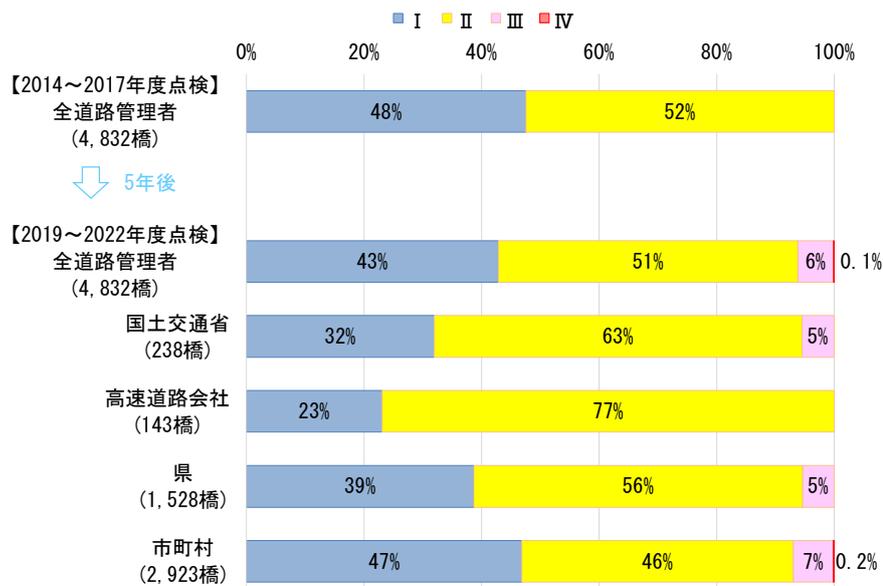


図3-13 管理者別の判定区分の遷移状況

※ () 内は、1巡目（2014～2017年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁数の内、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019～2022年度に点検を実施した橋梁の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

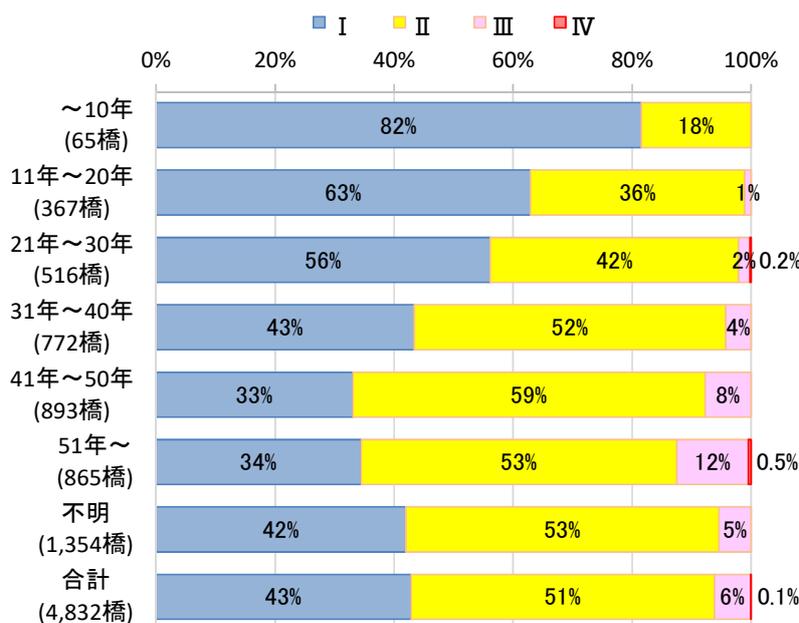


図3-14 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

②トンネル

1 巡目の 2014～2017 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2019～2022 年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 35% です。

建設後経過年数が 31 年以上となるトンネルでは、半数以上が判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移しています。

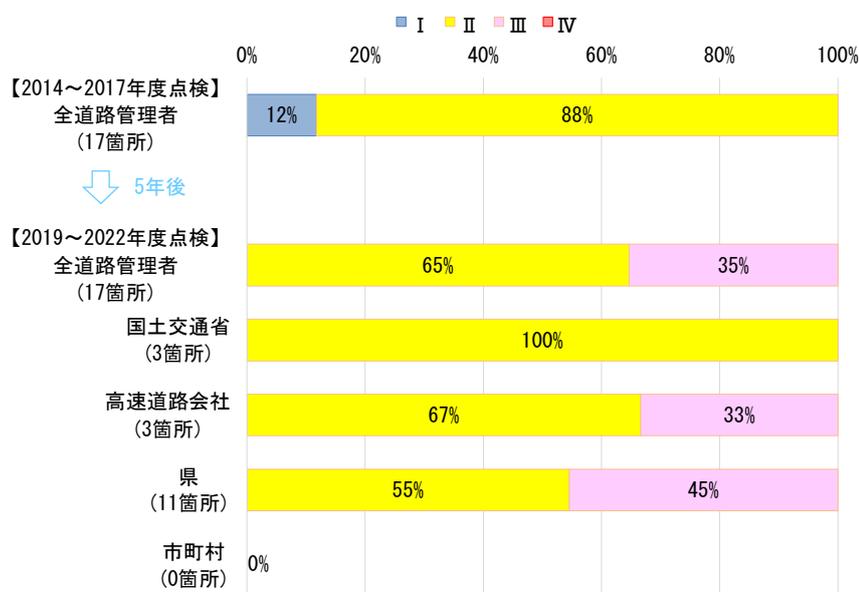


図 3 - 1 5 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

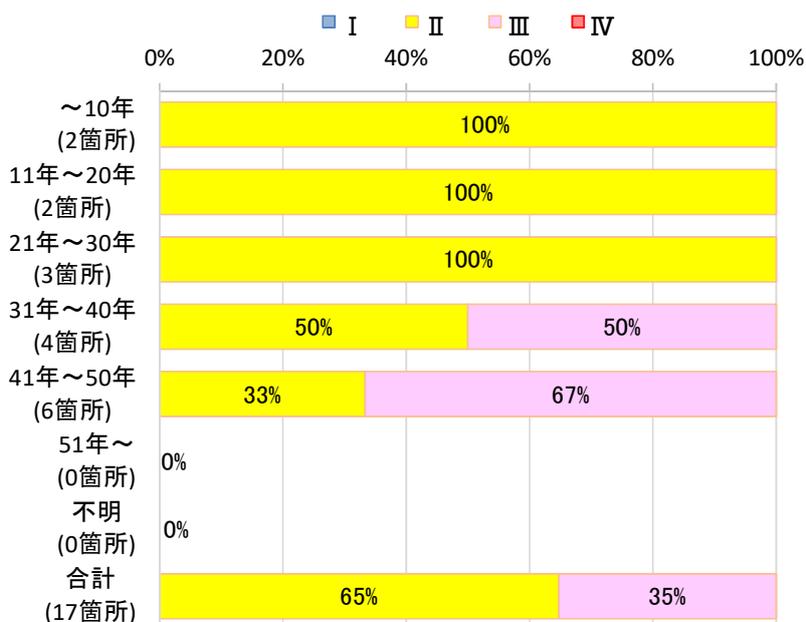


図 3 - 1 6 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

③道路附属物等

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で6%です。

道路附属物等では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

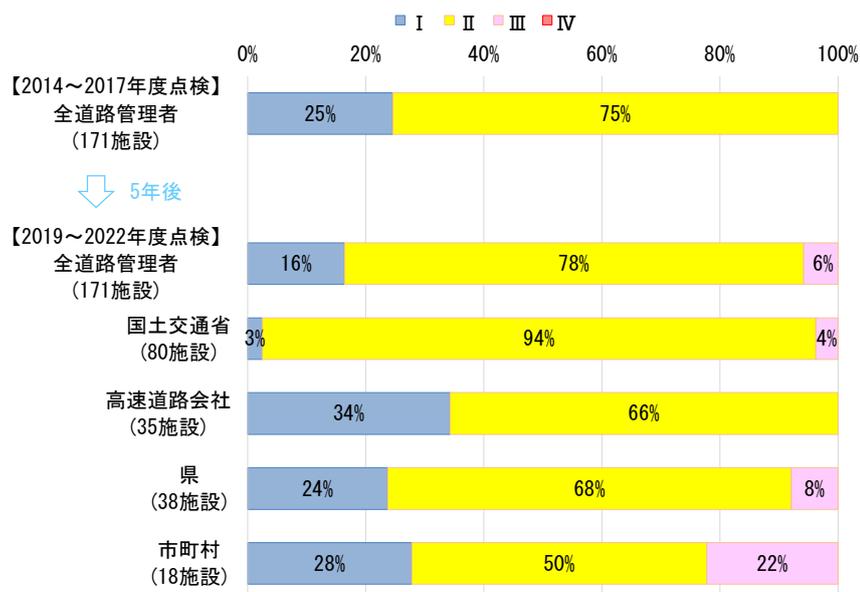


図3-17 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

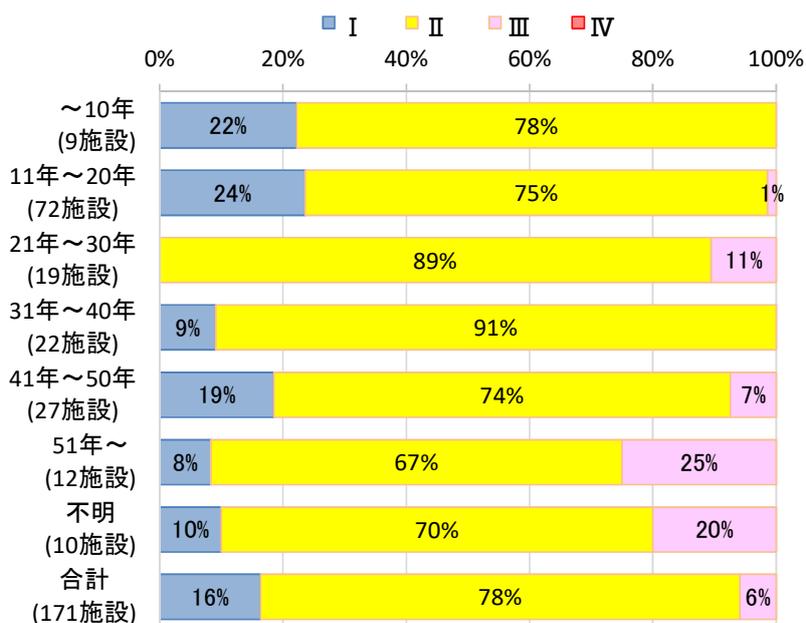


図3-18 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(4) 過年度の点検（2014～2022年度）の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合

① 橋梁

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、I 41%、II 49%、III 10%、IV 0.2%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は729橋です。

1巡目点検結果から推移をみると、判定区分III・IVの施設数が減少しています。

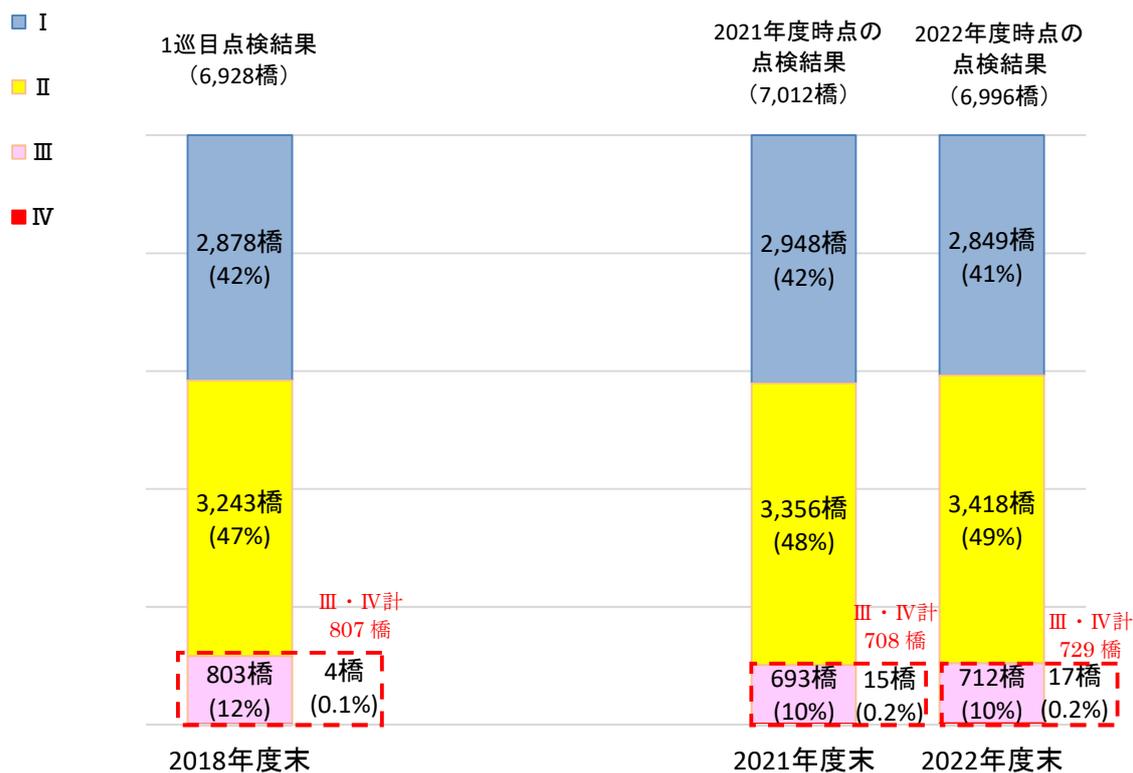


図3-19 各年度時点の判定区分の割合（橋梁）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

②トンネル

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 2%、Ⅱ 65%、Ⅲ 33%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは19箇所です。1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が減少しています。

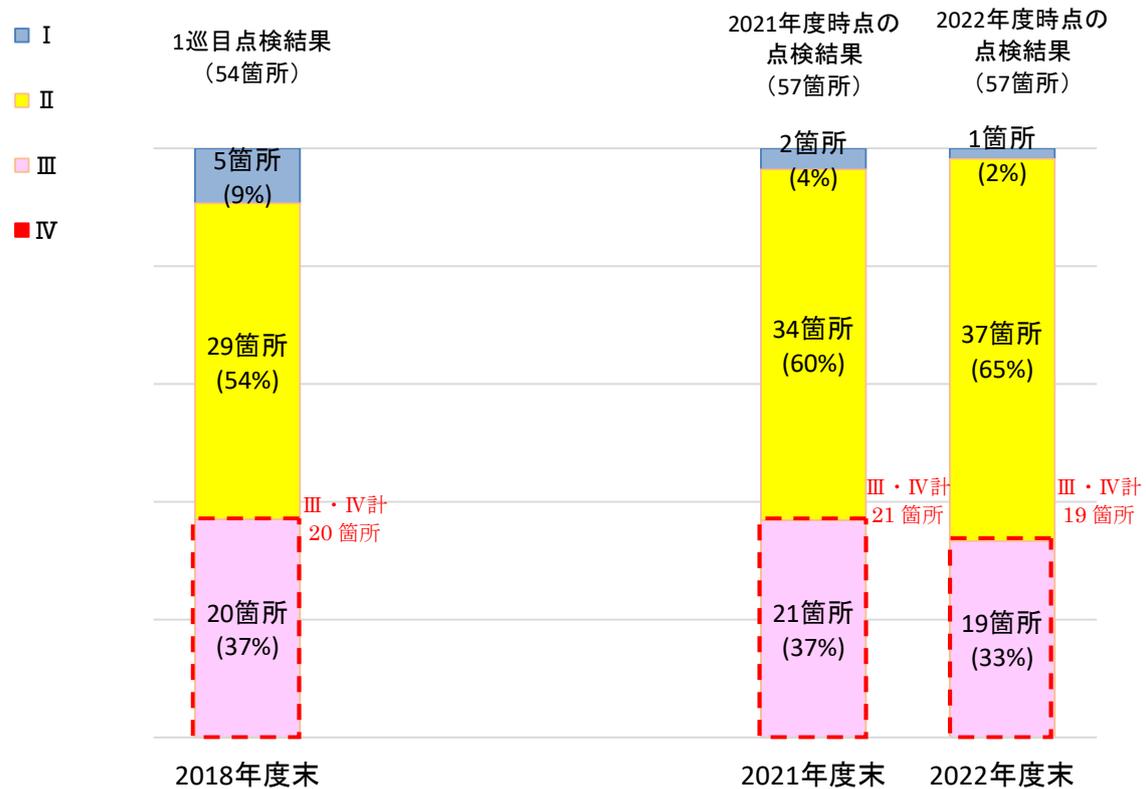


図3-20 各年度時点の判定区分の割合（トンネル）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 17%、Ⅱ 69%、Ⅲ 14%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物等は46施設です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が減少しています。

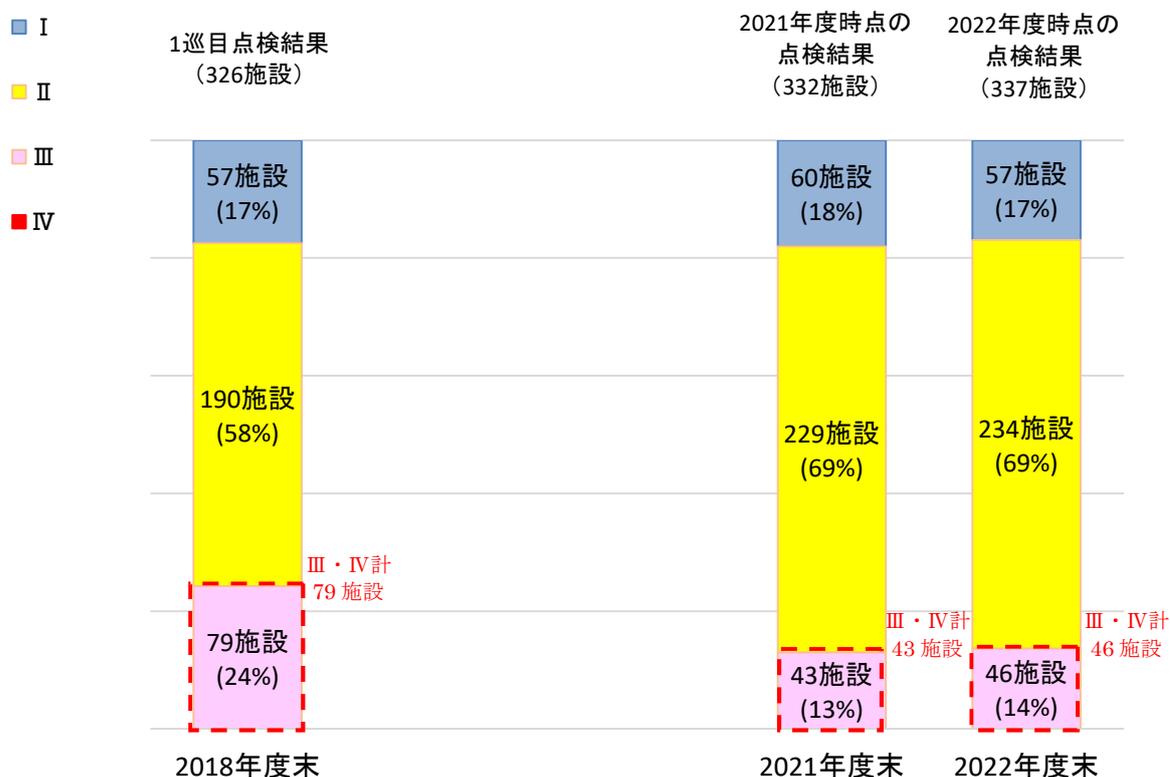


図3-21 各年度時点の判定区分の割合（道路附属物等）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

(5) 過年度の点検（2014～2022 年度）の点検結果（全道路管理者）

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 41%、Ⅱ 49%、Ⅲ 10%、Ⅳ 0.2%、トンネル：Ⅰ 2%、Ⅱ 65%、Ⅲ 33%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 17%、Ⅱ 69%、Ⅲ 14%、Ⅳ 0%です。

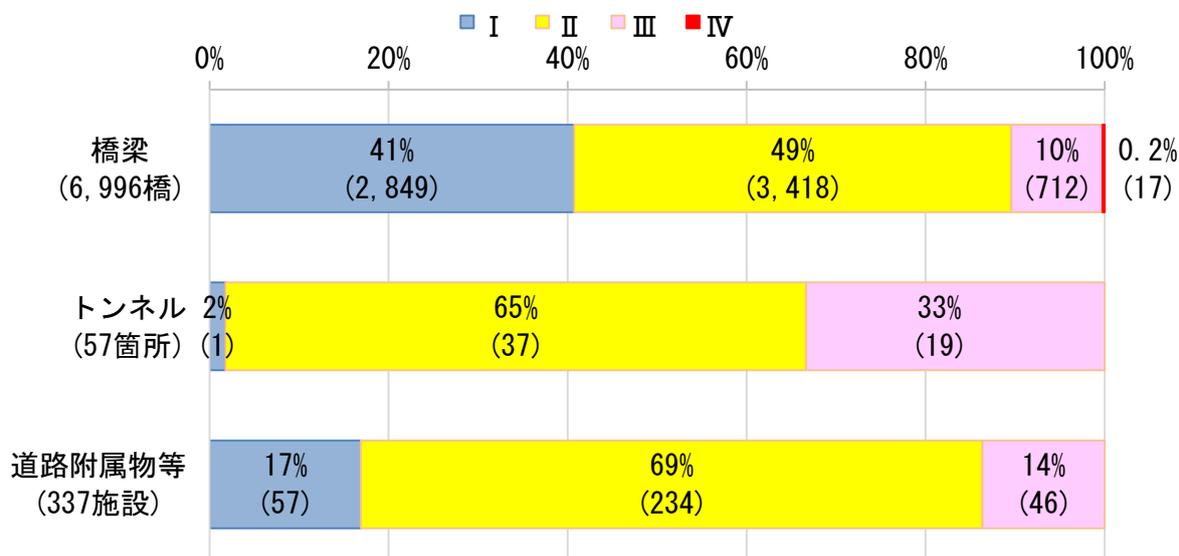


図3-22 2022年度末時点の判定区分の割合（全道路管理者）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100にならない場合がある。

(6) 過年度の点検（2014～2022年度）の点検結果（管理者別）

1) 国土交通省

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 32%、II 58%、III 10%、IV 0%、トンネル：I 0%、II 71%、III 29%、IV 0%、道路附属物等：I 11%、II 70%、III 19%、IV 0%です。

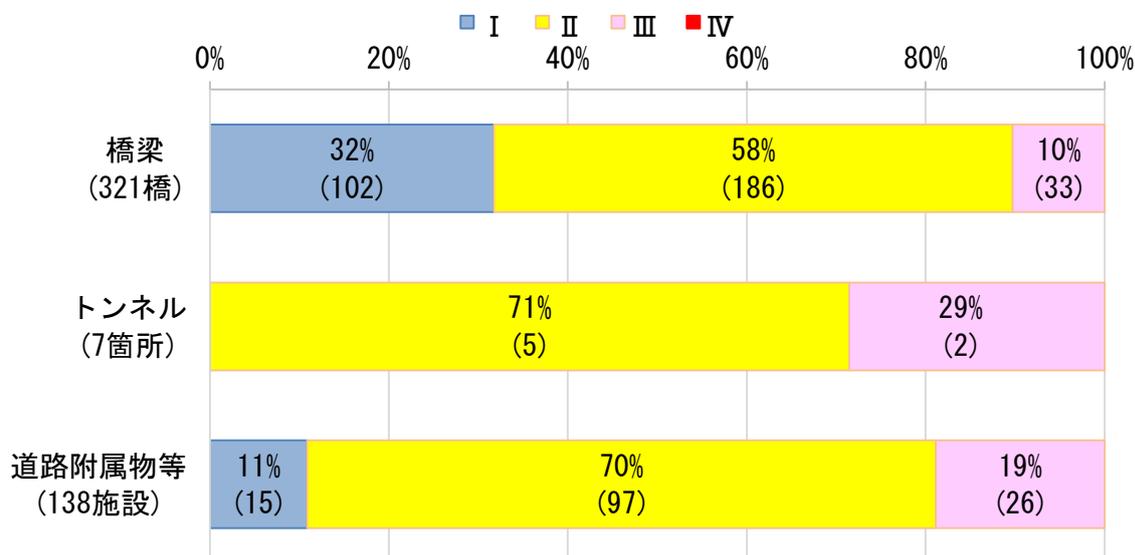


図3-23 2022年度末時点の判定区分の割合（国土交通省）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

2) 高速道路会社

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 16%、II 80%、III 4%、IV 0%、トンネル：I 0%、II 67%、III 33%、IV 0%、道路附属物等：I 27%、II 73%、III 0%、IV 0%です。

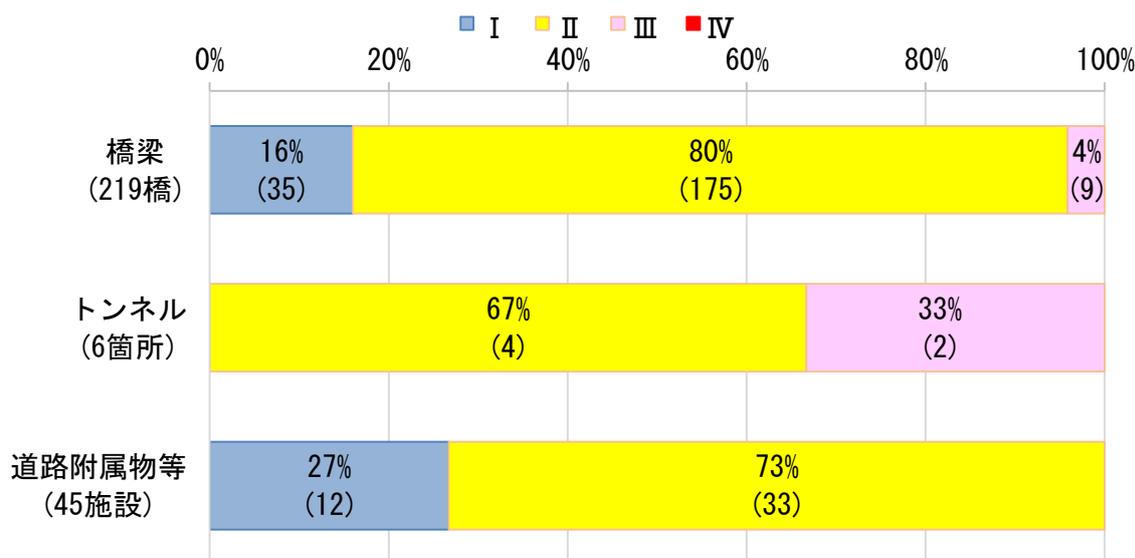


図3-24 2022年度末時点の判定区分の割合（高速道路会社）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3) 県

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 39%、Ⅱ 53%、Ⅲ 8%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 3%、Ⅱ 57%、Ⅲ 41%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 18%、Ⅱ 73%、Ⅲ 9%、Ⅳ 0%です。

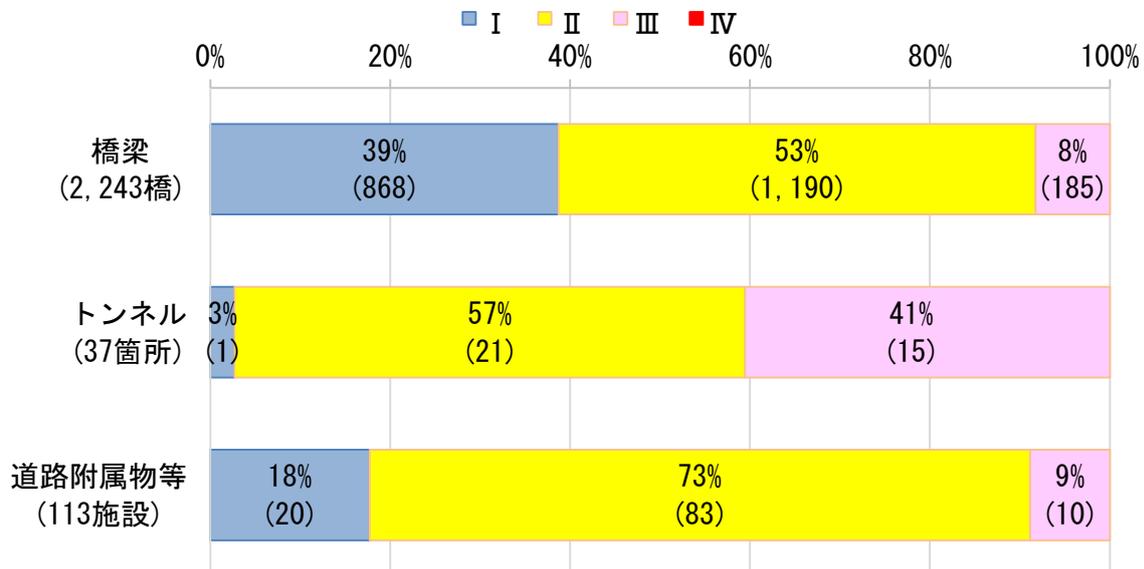


図 3-25 2022 年度末時点の判定区分の割合（県）

※（）内は、2023 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

4) 市町村

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 44%、Ⅱ 44%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0.4%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 100%、Ⅲ 0%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 24%、Ⅱ 51%、Ⅲ 24%、Ⅳ 0%です。

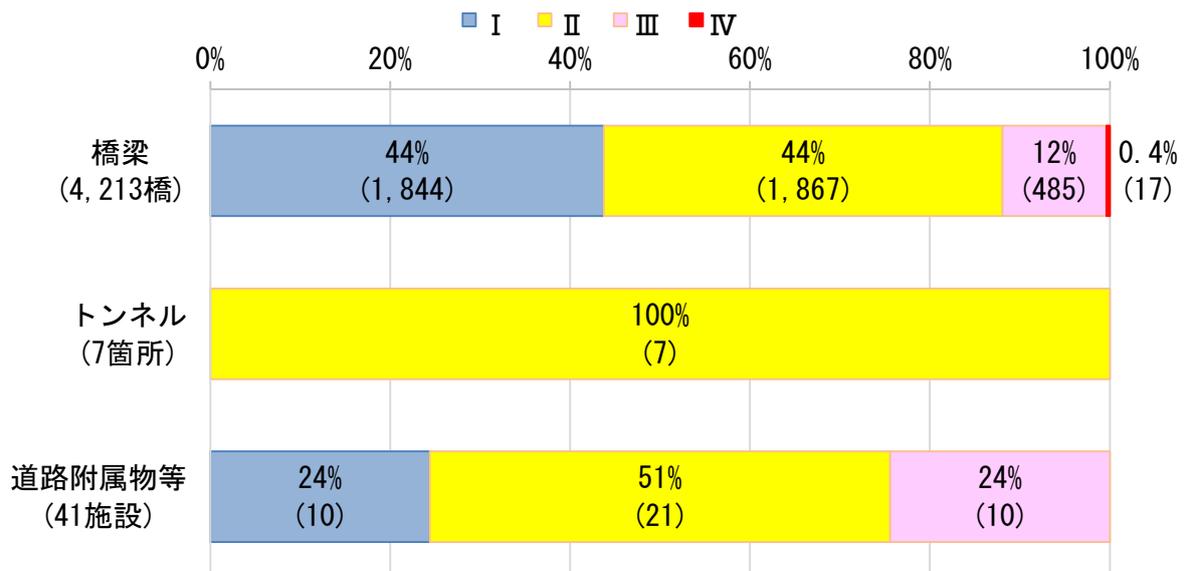


図 3-26 2022 年度末時点の判定区分の割合（市町村）

※（）内は、2023 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

4 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

(1) 1巡目点検(2014~2018年度)の実施設における修繕等措置の実施状況

各施設の修繕等措置については、定期点検の判定区分に応じて対策等を行います。

○判定区分Ⅲ

「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、次回点検まで(5年以内)に措置を講ずることとしています。

○判定区分Ⅳ

「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、損傷発見後、緊急に措置を講ずることとしています。

1) 判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況(2022年度末時点)

1巡目点検(2014~2018年度)で判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設の措置着手率(2022年度末時点)は、橋梁 79%、トンネル 100%、道路附属物等 94%となっています。

表4-1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況(全道路管理者)

	措置が必要な 施設数 A	措置に着手済 の施設数 B (B/A)	措置完了済 の施設数 C (C/A)
橋梁	800	628 (79%)	500 (63%)
トンネル	20	20 (100%)	19 (95%)
道路附属物等	78	73 (94%)	53 (68%)

2023.3末時点

判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置
(2014~2018)

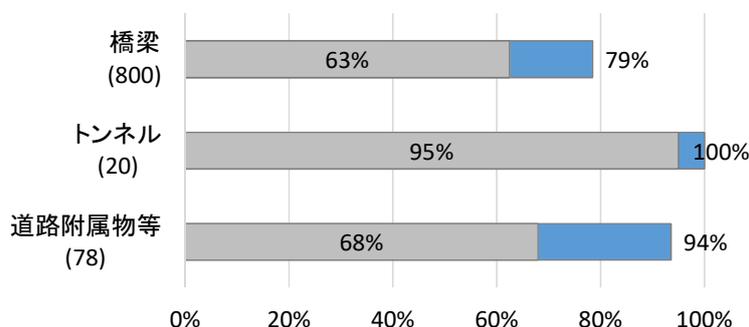


図4-1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置(2014年度~2018年度)

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)
措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

2023.3末時点

①橋梁

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 77% です。

完了した割合は、国土交通省 66%、高速道路会社 94%、地方公共団体 62%です。

表 4-2 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)					
					0%	100%	0%	100%				
国土交通省	38	38 (100%)	25 (66%)	2014	100%	100%	100%	100%				
				2015	83%	100%	83%	100%				
				2016	67%	100%	67%	100%				
				2017	40%	100%	40%	100%				
				2018	0%	100%	0%	100%				
高速道路会社	17	17 (100%)	16 (94%)	2014	100%	100%	100%	100%				
				2015	—	—	—	—				
				2016	75%	100%	75%	100%				
				2017	100%	100%	100%	100%				
				2018	100%	100%	100%	100%				
地方公共団体計	745	573 (77%)	459 (62%)	2014	94%	98%	61%	88%				
				2015	61%	88%	47%	70%				
				2016	47%	70%	42%	58%				
				2017	42%	58%	33%	49%				
				2018	33%	49%	—	—				
				県	288	283 (98%)	243 (84%)	2014	95%	100%	79%	100%
								2015	79%	100%	67%	100%
								2016	67%	100%	79%	94%
								2017	79%	94%	54%	88%
								2018	54%	88%	—	—
市町村	457	290 (63%)	216 (47%)	2014	90%	94%	50%	80%				
				2015	50%	80%	43%	63%				
				2016	43%	63%	30%	45%				
				2017	30%	45%	25%	35%				
				2018	25%	35%	—	—				
合計	800	628 (79%)	500 (63%)		63%	79%						

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A) 2023.3 末時点
措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

②トンネル

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 100%です。

完了した割合は、国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 94%です。

表 4-3 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	2	2 (100%)	2 (100%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	—	—	—	—
				2016	—	—	—	—
				2017	—	—	—	—
				2018	100%	100%	100%	100%
高速道路会社	1	1 (100%)	1 (100%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	—	—	—	—
				2018	—	—	—	—
地方公共団体計	17	17 (100%)	16 (94%)	2014	0%	100%	100%	100%
				2015	—	—	—	—
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	100%	100%	100%	100%
県	17	17 (100%)	16 (94%)	2014	0%	100%	100%	100%
				2015	—	—	—	—
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	100%	100%	100%	100%
市町村	0	0 (—)	0 (—)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	—	—	—	—
				2017	—	—	—	—
				2018	—	—	—	—
合計	20	20 (100%)	19 (95%)		95%	100%	95%	100%

措置着手率 : 措置（設計を含む）に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

③道路附属物等

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 90%、地方公共団体 96%です。

完了した割合は、国土交通省 40%、地方公共団体 85%です。

表 4-4 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施 年度	措置着手率(B/A) 措置完了率(C/A)	
					措置着手率(B/A)	措置完了率(C/A)
国土交通省	30	27 (90%)	12 (40%)	2014	100%	100%
				2015	100%	100%
				2016	70%	100%
				2017	0%	100%
				2018	0%	50%
高速道路会社	0	0 (—)	0 (—)	2014	—	—
				2015	—	—
				2016	—	—
				2017	—	—
				2018	—	—
地方公共団体計	48	46 (96%)	41 (85%)	2014	86%	95%
				2015	—	—
				2016	—	—
				2017	—	—
				2018	75%	100%
県	37	37 (100%)	37 (100%)	2014	100%	100%
				2015	—	—
				2016	—	—
				2017	—	—
				2018	100%	100%
市町村	11	9 (82%)	4 (36%)	2014	40%	80%
				2015	—	—
				2016	—	—
				2017	—	—
				2018	0%	100%
合計	78	73 (94%)	53 (68%)		68%	94%

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

(2) 2巡目点検(2019~2022年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

2巡目(2019~2022年度)の点検で早期に措置を講ずるべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずるべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省53%、高速道路会社50%、地方公共団体44%です。

完了した割合は、国土交通省13%、高速道路会社0%、地方公共団体17%です。

表4-5 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	32	17 (53%)	4 (13%)	2019	29%	100%	29%	100%
				2020	22%	67%	22%	67%
				2021	0%	44%	0%	44%
				2022	0%		0%	
高速道路会社	2	1 (50%)	0 (0%)	2019	—	—	—	—
				2020	0%	100%	0%	100%
				2021	—	—	—	—
				2022	0%		0%	
地方公共団体計	582	255 (44%)	100 (17%)	2019	34%	58%	34%	58%
				2020	17%	58%	17%	58%
				2021	13%	41%	13%	41%
				2022	7%	20%	7%	20%
県	157	115 (73%)	54 (34%)	2019	62%	93%	62%	93%
				2020	29%	85%	29%	85%
				2021	24%	69%	24%	69%
				2022	19%	44%	19%	44%
市町村	425	140 (33%)	46 (11%)	2019	21%	42%	21%	42%
				2020	12%	48%	12%	48%
				2021	9%	33%	9%	33%
				2022	2%	11%	2%	11%
合計	616	273 (44%)	104 (17%)		17%	44%	17%	44%

2023.3末時点

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2巡目(2019~2022年度)の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

2 巡目（2019～2022 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 82%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 0%、地方公共団体 9%です。

表 4-6 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	1	1 (100%)	0 (0%)	2019	100%	0%	0%	
				2020	—	—	—	
				2021	—	—	—	
				2022	—	—	—	
高速道路会社	2	2 (100%)	0 (0%)	2019	—	—	—	
				2020	—	—	—	
				2021	0%	100%	—	
				2022	—	—	—	
地方公共団体計	11	9 (82%)	1 (9%)	2019	50%	100%	—	
				2020	—	—	—	
				2021	0%	86%	—	
				2022	0%	50%	—	
県	11	9 (82%)	1 (9%)	2019	50%	100%	—	
				2020	—	—	—	
				2021	0%	86%	—	
				2022	0%	50%	—	
市町村	0	0 (—)	0 (—)	2019	—	—	—	
				2020	—	—	—	
				2021	—	—	—	
				2022	—	—	—	
合計	14	12 (86%)	1 (7%)		7%	86%		

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2 巡目（2019～2022 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

2巡目（2019～2022年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省45%、地方公共団体75%です。

完了した割合は、国土交通省25%、地方公共団体6%です。

表4-7 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	20	9 (45%)	5 (25%)	2019	—	—	—	—
				2020	—	71%	100%	
				2021	0%	67%	—	
				2022	0%	—	—	
高速道路会社	0	0 (—)	0 (—)	2019	—	—	—	—
				2020	—	—	—	
				2021	—	—	—	
				2022	—	—	—	
地方公共団体計	16	12 (75%)	1 (6%)	2019	9%	91%	—	—
				2020	—	—	—	—
				2021	—	100%	—	—
				2022	0%	25%	—	—
県	7	4 (57%)	0 (0%)	2019	0%	100%	—	—
				2020	—	—	—	—
				2021	0%	100%	—	—
				2022	0%	—	—	—
市町村	9	8 (89%)	1 (11%)	2019	13%	88%	—	—
				2020	—	—	—	—
				2021	—	—	—	—
				2022	0%	100%	—	—
合計	36	21 (58%)	6 (17%)		17%	58%		

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2巡目(2019～2022年度)の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

(3) 過年度の点検（2014～2022年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

① 橋梁

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 55%、高速道路会社 89%、地方公共団体 45%です。

完了した割合は、国土交通省 12%、高速道路会社 78%、地方公共団体 19%です。

表 4－8 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	33	18 (55%)	4 (12%)	15 (45%)
高速道路会社	9	8 (89%)	7 (78%)	1 (11%)
地方公共団体計	687	307 (45%)	131 (19%)	380 (55%)
県	185	140 (76%)	68 (37%)	45 (24%)
市町村	502	167 (33%)	63 (13%)	335 (67%)
合計	729	333 (46%)	142 (19%)	396 (54%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 87%です。

完了した割合は、国土交通省 50%、高速道路会社 0%、地方公共団体 33%です。

表 4-9 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	2	2 (100%)	1 (50%)	0 (0%)
高速道路会社	2	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
地方公共団体計	15	13 (87%)	5 (33%)	2 (13%)
県	15	13 (87%)	5 (33%)	2 (13%)
市町村	0	0 (—)	0 (—)	0 (—)
合計	19	17 (89%)	6 (32%)	2 (11%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 46%、地方公共団体 80%です。

完了した割合は、国土交通省 19%、地方公共団体 5%です。

表 4-10 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	26	12 (46%)	5 (19%)	14 (54%)
高速道路会社	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)
地方公共団体計	20	16 (80%)	1 (5%)	4 (20%)
県	10	7 (70%)	0 (0%)	3 (30%)
市町村	10	9 (90%)	1 (10%)	1 (10%)
合計	46	28 (61%)	6 (13%)	18 (39%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

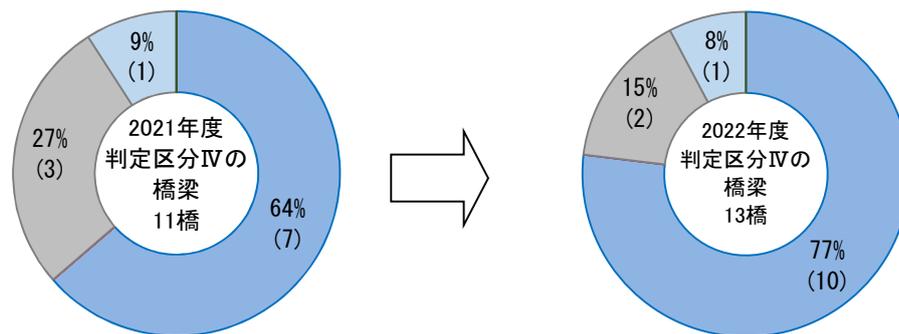
※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

(4) 判定区分Ⅳの施設の措置状況

2022年度末時点で判定区分Ⅳと診断された橋梁は、2021年度末時点の11橋から13橋に増加し、内10橋は修繕・架替、2橋は対応未定、1橋は撤去・廃止中となっています。またトンネル及び道路附属物等が、2022年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設はありません。

○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定含む)

■ 修繕・架替 ■ 機能転換 ■ 対応未定 ■ 撤去・廃止中(予定含む) ■ 撤去・廃止済等



(5) 修繕等措置の取り組み事例

①判定区分Ⅱの修繕事例（橋梁）

施設名：まつのきばし
管理者：青森県
路線名：五所川原金木線
位置：青森県五所川原市
建設年：不明
主な損傷：床版剥離・鉄筋露出



写真4-1 【全景】松野木橋



写真4-2 【損傷】鉄筋露出



写真4-3 【対策】断面修復

施設名：であいばし
管理者：中泊町
路線名：小泊中央線
位置：青森県北津軽郡中泊町
建設年：1988年（昭和63年）
主な損傷：防護柵の腐食欠損



写真4-4 【全景】出会橋



写真4-5 【損傷】防護柵の腐食欠損



写真4-6 【対策】防護柵取替え

②判定区分Ⅲの修繕事例（橋梁）

施設名：^{ひらかわばし}平川橋
 管理者：東日本高速道路（株）
 東北支社
 路線名：東北縦貫自動車道弘前線
 位置：青森県南津軽郡大鰐町
 建設年：1980年（昭和55年）
 主な損傷：床版下面に浮き、
 剥離・鉄筋露出



写真4-7 【全景】平川橋



写真4-8 【損傷】
床版下面に浮き、剥離・鉄筋露出

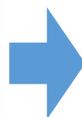


写真4-9 【対策】床版取替

施設名：^{かこひらばし}葛子平橋
 管理者：三戸町
 路線名：町道下田新井田線
 位置：青森県三戸郡三戸町
 建設年：1966年（昭和41年）
 主な損傷：支承の腐食



写真4-10 【全景】葛子平橋



写真4-11 【損傷】支承の腐食



写真4-12 【対策】支承防錆（金属溶射）

③判定区分Ⅳの修繕事例（橋梁）

施設名：^{しおほしぼし}汐干橋
 管理者：蓬田村
 路線名：村道2-3-26号線
 位置：青森県東津軽郡蓬田村
 建設年：1969年（昭和44年）
 主な損傷：主桁の腐食



写真4-13 【全景】汐干橋



写真4-14 【損傷】主桁の腐食



写真4-15 【対策】主桁の補修・塗替え

④判定区分Ⅲの修繕事例（トンネル）

施設名：^{おおまごし}大間越トンネル
 管理者：青森県
 路線名：国道101号
 位置：青森県西津軽郡深浦町
 建設年：1976年（昭和51年）
 主な損傷：漏水、剥落



写真4-16 【全景】大間越トンネル



写真4-17 【損傷】漏水



写真4-18 【対策】面導水施工

⑤判定区分Ⅲの修繕事例（道路附属物）

施設名	うたるべ 宇樽部スノーシェッド
管理者	青森県
路線名	国道 454 号
位置	青森県十和田市
建設年	不明
主な損傷	鋼部材の腐食



写真 4-19 【全景】宇樽部スノーシェッド



写真 4-20 【損傷】鋼部材の腐食



写真 4-21 【対策】鋼部材の塗替え

5 道路メンテナンス会議の取り組み

青森県道路メンテナンス会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、橋梁・トンネル等の定期的な点検がスタートした2014年度に、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携と効率的な道路管理を行っていくことを目的に、県内の道路管理者が一体的な連携を図るための組織として設置されました。

特に市町村では、道路構造物の維持管理について技術的なノウハウや土木技術系職員の不足といった課題がある中で、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要であるため、青森県道路メンテナンス会議では、市町村の技術的支援に重点をおいた活動等を展開しています。



写真5-1 橋梁定期点検の研修



写真5-2 橋梁補修工事の施工管理研修



写真5-3 橋梁点検技術の講習会
(小型ドローン)



写真5-4 パネル展の開催
(青森県庁内)

青森県道路メンテナンス会議（構成機関）

青森県県土整備部道路課	中泊町環境整備課
青森市都市整備部	野辺地町建設水道課
弘前市建設部	七戸町建設課
八戸市建設部	六戸町建設下水道課
黒石市建設部	横浜町建設水道課
五所川原市建設部	東北町建設課
十和田市建設部	六ヶ所村建設課
三沢市建設部	おいらせ町地域整備課
むつ市都市整備部	大間町生活整備課
つがる市建設部	東通村建設課
平川市建設部	風間浦村産業建設課
平内町地域整備課	佐井村産業建設課
今別町産業建設課	三戸町建設課
蓬田村建設課	五戸町建設整備課
外ヶ浜町建設課	田子町建設課
鱒ヶ沢町建設管財課	南部町建設課
深浦町建設水道課	階上町建設課
西目屋村建設課	新郷村建設課
藤崎町建設課	東日本高速道路(株)東北支社
大鰐町建設課	青森県道路公社道路部
田舎館村建設課	東北地方整備局道路部
板柳町地域整備課	東北地方整備局青森河川国道事務所
鶴田町建設整備課	(財)青森県建設技術センター(オブザーバー)

会 長 東北地方整備局青森河川国道事務所長
副 会 長 青森県県土整備部道路課長
事 務 局 青森県県土整備部道路課
東北地方整備局道路部
東北地方整備局青森河川国道事務所
東北地方整備局東北技術事務所
東北地方整備局東北道路メンテナンスセンター

問い合わせ窓口(事務局)

- | |
|---|
| ○東北地方整備局青森河川国道事務所 メンテナンス担当
電話017-734-4521(内線302、403) |
| ○青森県県土整備部道路課 橋梁・アセット推進グループ メンテナンス担当
電話017-734-9658(直通) |